

先端設備等に係る課税標準の特例について

中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき、中小企業等が新たに取得した機械装置等の償却資産について、一定の要件を満たす場合に固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

1 特例対象者

中小企業等経営強化法に規定する中小企業者で、先端設備等導入計画の認定を受けた者のうち、以下のもの

- ア 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- イ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ウ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ 大企業の子会社は特例の適用対象となりません。（大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人、または2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人）

2 特例対象資産

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定後に取得した先端設備等のうち、以下の要件を満たすもの（計画に基づき、適用期間内に契約したリース資産も対象となります。）

設備の種類	設備の要件（※2）	最低取得価額	適用期間 (取得時期)	その他要件
機 械 装 置	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること	160万円		
測 定 工 具 ・ 検 査 工 具		30万円		
器 具 ・ 備 品		30万円		
建物附属設備 (※1)		60万円	令和5.4.1 ～ 令和7.3.31	・生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること ・中古資産でないこと

※1 家屋と一体となって効用を果たすものを除きます。

※2 先端設備等導入計画認定申請の際に、要件を証する書類（投資計画に関する確認書）が必要となります。

3 特例内容

新たに固定資産税（償却資産）が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税（償却資産）について、各年度の課税標準額が2分の1に軽減されます。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合は5年度分、令和7年3月末までに取得した場合は4年度分について、各年度の課税標準額が3分の1に軽減されます。

賃上げの表明	取 得 時 期	特例期間	特例率
な し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年度分	2分の1に軽減
あ り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年度分	3分の1に軽減
あ り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年度分	3分の1に軽減

4 提出書類・申告方法

償却資産の申告に当たっては、下記の書類を提出してください。

(1) 儻却資産申告書

11課税標準の特例欄を「有」とし、18備考欄に特例適用条項（附則第15条第44項）、添付書類等を記入してください。

(2) 儻却資産種類別明細書

特例が適用される資産の行の摘要欄に「附則第15条第44項」と記入してください。

(3) 課税標準の特例が適用される資産に関する届出書

(4) 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）

(5) 先端設備等導入計画に係る認定書（写）

(6) 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写）

税制措置の適用を受ける場合、先端設備等導入計画を京都市に申請する際に添付する書類

(7) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）

賃上げ方針を伴う計画を申請した（特例率1／3軽減を希望する）場合

(8) リース契約書（写）

} リース会社が申告を行う場合に

(9) 固定資産税軽減計算書（写）

} 必要となります。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

《 お問合せ先 》
〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル5階
京都市行財政局市税事務所法人諸税室（償却資産担当）
☎ (075) 213-5214

なお、先端設備等導入計画の認定に関するお問い合わせは、

京都市産業観光局地域企業振興室（☎ 075-222-3329）までお願いします。